

令和3年1月20日

会員各位

一般社団法人建設電気技術協会  
会長 脇 雅史

マイナンバーカードのQRコード付き交付申請書送付の周知について  
(協力依頼)

平素より協会の運営や事業に関しまして深いご理解と多大なご支援を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、1月5日にマイナンバーカードの積極的な取得と利活用促進の呼びかけについてお願いしておりました。

今般、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室企画専門官から別添のとおり、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるQRコード付き交付申請書（以下、「交付申請書」という。）の送付及びその活用について情報提供がありました。

当該交付申請書は、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、順次送付されます。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請していただければ、マイナポイント（上限5,000円）の取得にも間に合います。また、本年3月からは健康保険証としての利用も始まり、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。

つきましては、貴社の従業員等に対し、交付申請書が送付されることの情報提供及び当該交付申請書を活用したカードの申請についての呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、従業員等への呼びかけの際には下記ホームページ・動画についてもご活用下さい。

記

- ・ 地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト（申請方法）  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- ・ 地方公共団体情報システム機構からの送付物について  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>
- ・ マイナンバーカード説明動画  
「マイナちゃん・平井大臣がマイナンバーカードについて解説してみた」  
<https://www.youtube.com/watch?v=hRTvuZsU8Kk>

令和3年1月20日

一般社団法人建設電気技術協会 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課  
電気通信室 企画専門官

QRコード付き交付申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な  
取得について（協力依頼）

貴会におかれては、平素から国土交通行政について御理解と御協力を頂いており、厚く御礼を申し上げます。

政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、QRコード付き交付申請書（以下、「交付申請書」という。）を順次送付いたします。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請いただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いてチャージ又は決済を行うことでマイナポイント（上限：5,000円分）を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。

当該交付申請書は、右下にあるQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。

貴会におかれましては、既に貴会会員企業等に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請につきましても、貴会会員企業等に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、貴会会員企業等に対しては1月中の周知をお願いいたします。

記

- 1) 地方公共団体情報システム機構からの送付物については以下のホームページを参照下さい。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

事務連絡  
令和3年1月15日

各業所管官庁 御中

内閣官房副長官補室  
内閣官房番号制度推進室  
総務省自治行政局住民制度課

QRコード付き交付申請書送付についての周知について（依頼）

平素よりマイナンバー制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、QRコード付き交付申請書（以下、「交付申請書」という。）が順次送付されます。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請いただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いてチャージ又は決済を行うことでマイナポイント（上限：5,000円分）を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。

当該交付申請書は、右下にあるQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。

各府省におかれましては、既に所管業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請につきましても周知いただきますようお願いいたします。

なお、所管業界団体等に対しては会員事業者に対する1月中の周知について要請いただきますようお願いいたします。

（参考）

- ・地方公共団体情報システム機構からの送付物について

<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

内閣官房番号制度推進室  
桑島・篠宮  
電話 03-6441-3459（直通）  
総務省自治行政局住民制度課  
荒川・本橋  
電話 03-5253-5517（直通）

# まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ QRコード付き交付申請書が順次送付されます！

○ まだマイナンバーカードをお持ちでない方(※)へ、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書の送付を令和2年11月から順次開始しています。

※ マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、(1)75歳以上の方、(2)乳児、(3)在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う方や、(4)DV被害者等の居所設定者等を除く方が対象となります。

○ 市区町村ごとに送付スケジュールを調整し、対象者へ地方公共団体情報システム機構(J-LIS)より、令和3年3月までに送付を行う予定です。

※ 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)は、全国の都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。

○ 交付申請書の右下にあるQRコードをスマートフォンなどで読み取り、メールアドレスとメール連絡用氏名、顔写真データ、生年月日を登録するだけで、オンラインで簡単に申請ができます。

➢ 申請にあたり、口座番号など上記以外の個人情報の登録を求めることは一切ありません。

※ 紙の交付申請書と返信用の封筒も同封されていますので、切手なしでの郵送申請も可能です。

○ 交付手数料は無料です。  
この機会にぜひ、マイナンバーカードの申請をお願いします。



個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

申請者 氏名	姓 氏名 太郎 次郎	性別	男
生年月日	昭和30年10月1日	年齢	31歳
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市区町村	千代田区
申請理由	マイナンバーカードの交付を希望する。	交付希望の種別	顔写真データあり
申請方法	オンライン申請	申請書に添付する写真	顔写真データあり

QRコード

QRコード付き交付申請書

